

# 美里町企業誘致可能性及び適地調査業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1. 趣旨・目的

本町では、地域経済の活性化や雇用の創出による人口減少対策を図るため、企業誘致を重要施策と位置づけている。また、熊本県内においては半導体関連産業の集積に伴い、製造業や物流業等の立地需要が急速に高まっている。本町にはこうした進出ニーズに即座に応える用地が不足していることから、新たな企業用地の開発や遊休資産等の公有財産の有効活用など、多様な受け皿の整備が急務となっている。

そこで本業務では、企業誘致の推進を図るため、町内全域を対象とした新規企業用地のスクリーニング調査並びに公有財産の企業誘致条件調査を行う。また、アンケート調査やヒアリング調査等を通じて、民間企業の求める土地需要や本町への進出ニーズ、公有財産の利活用の可能性や求められる立地条件等を把握し、今後の具体的な企業誘致戦略の立案に資する資料を作成する。

本プロポーザルでは、これらの調査・分析において高度な専門的知見やノウハウを有する最適な事業者を選定するために実施するものである。

## 2. 業務の概要

(1) 業務番号	美創委第3号
(2) 業務名	美里町企業誘致可能性及び適地調査業務委託
(3) 業務内容	別紙美里町企業誘致可能性及び適地調査業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり
(4) 契約方法	公募型プロポーザル方式による随意契約
(5) 契約期間	契約締結日の翌日から令和9年2月27日まで

## 3. 提案上限額

5,600,000円（消費税及び地方消費税含む）

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案にあたっては、本実施要領及び仕様書に定める業務に加え、提案において提示したすべての事項を実施するために要する費用を含め、この上限額の範囲内で積算すること。

#### 4. 選定スケジュール（予定）

令和8年5月29日（金）	公募開始
令和8年6月11日（木）	参加表明書等の提出期限
令和8年6月12日（金）	質問書の受付期限
令和8年6月16日（火）	一次審査結果通知
令和8年6月16日（火）	質問に対する回答
令和8年6月25日（木）	企画提案書等の提出期限
令和8年7月 8日（水）	二次審査（プレゼンテーション）（予定）
令和8年7月上旬	選定結果通知
令和8年7月中旬	契約締結（予定）

※事務手続きの都合上、日程は変更となる場合がある。

#### 5. 参加資格要件

本プロポーザルに参加資格者は、参加表明書の提出日において、次に掲げる要件をすべて満たす者であることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく本町の入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者。
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更正手続開始の申立をされた者。
- (3) 過去5年以内（平成28年4月1日以降）に、地方公共団体が発注した企業誘致用地の適地調査業務の元請として、適正な完了実績を有すること。
- (4) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）に基づき、都市計画及び地方計画部門の登録を行っていること。
- (5) 本業務に配置する管理技術者は、技術士（総合管理部門：都市及び地方計画）又は（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、参加表明書提出日において3ヶ月以上継続して当該事業者と直接的雇用関係にあること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

- (7) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (8) 美里町暴力団排除条例（平成23年美里町条例第18号）第2条第2号、第3号に該当する者でないこと。
- (9) 法人格を有していること

## 6. 参加表明関係書類の提出について

参加を希望される方は、次の参加表明等（正本1部）及び提出書類の電子データ（PDF）一式を期限までに提出すること。

(1) 提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 参加表明書（様式第1号）</li> <li>② 会社概要書（様式第2号）</li> <li>③ 役員一覧（任意様式）</li> <li>④ 同種・類似業務実績調書（様式第3号）</li> <li>⑤ 配置予定技術者調書（様式第4号）・業務経歴（任意様式）・資格者証の写し</li> <li>⑥ 納税証明書等の写し（3か月以内に発行された証明書で、国税及び地方税の未納がないことを示すもの）</li> <li>⑦ 誓約書（様式第5号）</li> <li>⑧ 登記簿謄本（写し可）</li> </ul> <p>※美里町の入札参加資格を有する者については、③⑥⑧の提出を省略できるものとする。</p>
(2) 提出期限	<p>令和8年6月11日（木）午後5時 必着</p> <p>※消印有効ではないため注意すること</p>
(3) 提出方法	<p>持参又は郵送（書留郵便に限る）とする。</p> <p>※持参の場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。</p> <p>※電子データを送付する場合はCD-R等に保存し持参するか、大容量ファイル転送サービス（行政業務支援システム（町が専用URLを発行））にて送付すること。</p>

## 7. 質問書の受付、回答

(1) 受付期限	令和8年6月12日（金）午後3時まで
(2) 提出方法	<p>電子メール</p> <p>（送付先アドレス：<a href="mailto:sumai@town.kumamoto-misato.lg.jp">sumai@town.kumamoto-misato.lg.jp</a>）</p>

(3) 提出様式	質問書（様式第6号）
(4) 回答方法	令和8年6月15日（月）を目途に個別に回答する。なお、公平性を期すために必要と判断される質問については全参加表明者（一次審査通過者）にメールにて送付する。

※メールの件名は「美里町拠点施設等整備基本構想・基本計画策定業務委託に係る公募型プロポーザルに関する質問」とすること。

## 8. 企画提案書等の提出について

次の企画提案書類等（正本1部）及び提出書類の電子データ（PDF）一式を期限までに提出すること。なお、町が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

(1) 提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 企画提案書（任意様式）</li> <li>② 業務工程表（任意様式）</li> <li>③ 見積書（内訳書含む・任意様式）</li> </ul>
(2) 提出期限	<p>令和8年6月25日（木）午後5時必着</p> <p>※消印有効ではないため注意すること。</p>
(3) 提出方法	<p>持参又は郵送（書留郵便に限る）とする。</p> <p>※持参の場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。</p> <p>※電子データを送付する場合はCD-R等に保存し持参するか、大容量ファイル転送サービス（行政業務支援システム（町が専用URLを発行））にて送付すること。</p>
(4) 提出書類作成の留意事項	<p>「(1) 提出書類及び提出部数」については、次の事項遵守すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 企画提案は、1者1提案とする。</li> <li>② 企画提案書に記載する内容は、「9. 提案において求める事項」を含めたものとする。</li> <li>③ 企画提案書は、A4版、両面印刷（カラーを含む場合はカラー印刷）、20ページ（10枚）以内、下部中央にページ番号を記入し、長編を綴じること。なお、A3版を使用する必要がある場合は、片面印刷として片袖折にて綴じ込むこと。</li> </ul>

## 9. 提案において求める事項（企画提案）

企画提案書について、提案上限額の範囲内で以下の項目について具体的かつ実現性の高い提案を求める。

### （1）基礎調査とスクリーニング方法の提案

本業務内容に関係のある上位計画や関連計画、土地利用状況や法規制状況、インフラ・交通アクセス整備状況など、新規企業用地を創出するために必要な調査項目や分析手法について提案すること。また、町内全域を対象としたスクリーニングにおいて、抽出条件や候補地を絞り込むための評価・選定手法について提案すること。

### （2）公有財産（遊休資産等）の活用のための提案

本町に存在する公有財産について、将来的な企業誘致に繋げるための調査・整理手法を提案すること。また、「事業実現化検討」を見据えた具体的なステップや対応策等のロードマップの作成方針について提案すること。

### （3）企業ニーズ調査の提案

企業アンケート調査及びヒアリング調査の実施にあたり、本町の立地環境や県内の産業動向を踏まえた効果的な調査対象企業の抽出基準について提案すること。また、有効回答率を高めるための工夫や、企業のリアルな進出ニーズ・求める立地条件を把握するための具体的なヒアリング手法について提案すること。

### （4）その他独自提案

仕様書に定める事項以外で、本業務の目的達成に寄与する独自の提案があれば記載すること。

## 10. 選定手続き及び審査基準

### （1）一次審査

#### ①審査方法

6者以上の参加申込み（参加表明関係書類）があった場合は、一次審査を行う。  
次の審査基準に基づき、一次審査点の高い上位5者を一次審査通過者とする。

#### ②審査基準

評価項目	評価内容	配点
業務実績	同種・類似業務（企業誘致用地適地調査、適地選定、企業ニーズ調査）の実績件数及び内容	40
業務体制	業務の実施体制や管理技術者・担当技術者の資格、経験年数、手持ち業務の状況	30

地域性・信頼性	町内・県内での業務実績、緊急時の対応体制、品質管理体制	30
合計		100

### ③一次審査結果の通知

審査結果については、令和8年6月16日（火）を目途に、メールで通知する。なお、審査結果に対する異議申し立て、審査及び特定結果についての問い合わせについては一切受け付けない。

## (2) 二次審査（プレゼンテーション審査会）

### ①審査方法

次の日程により審査会を開催するため、応募者はプレゼンテーションを行うこと。なお、プレゼンテーションの時間、場所等詳細については後日連絡する。また、企画提案書提出期限以降の新たな資料の提出は認めない。

(1) 実施日	令和8年7月8日（水）予定 ※事務手続きの都合上、実施日が変更となる場合がある。
(2) 方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレゼンテーションの出席者は3人以内とする。</li> <li>・プレゼンテーションは1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は、原則として説明20分、質疑応答15分の計35分とする。</li> <li>・説明時は、資料等の投影を可とし、大型ディスプレイ及びHDMIケーブル、電源を事務局で用意する。参加者は、必要に応じてパソコン及びデータ、インターネットへの接続機材等を持参すること。</li> </ul>

### ②審査基準

評価項目	評価内容	配点
業務実績	過去に受注した同業務及び類似業務について、応募者の技術力は十分か	15
業務方針・工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本町の特性や強み、現状・課題を十分に理解したうえで、事業の目的、趣旨を十分に踏まえた提案がなされているか</li> <li>● 仕様書の内容を踏まえ、実現可能で具体的なスケジュールとなっているか</li> </ul>	20

業務体制	経験豊富で専門知識を有した者の配置など、業務を円滑かつ着実に遂行できる人材が配置されているか	10
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新規企業用地適地を選定するために必要となる基礎調査内容は具体的かつ効果的な提案がなされているか。</li> <li>● 公有財産の活用を検討するための具体的かつ効果的な提案がなされているか。</li> <li>● 企業ニーズ調査について、効果的なターゲット選定やヒアリングの手法が提案されているか。</li> </ul>	30
独自提案の有効性	仕様書に記載のない独自の提案内容について、実行性が高いものとなっているか	10
見積金額	業務に対して見積金額が適切か	15
合計		100

### (3) 選定方法等

- ① 審査は美しい里創生課内に設置する審査委員会において、上記の審査基準に基づき審査を行い委託候補者と次点者を決定する。
- ② 参加事業者が1者のみの場合は、審査委員の合計得点が審査委員の人数×60点以上である場合に選定するものとする。

### (4) 審査結果

審査結果については、プレゼンテーション実施日から7日以内を目途に書面で通知するとともに、契約締結後、委託業者の名称を公表するものとする。なお、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けないものとする。

### (5) 契約方法

委託候補者と町は、企画提案の内容を基に業務の遂行に必要な具体的協議、調整を行い、協議等が整った時には契約を締結する。なお、協議等が整わない場合は、次点者に選定された者と改めて協議等を行うこととする。

### (6) 契約保証金

契約に際しては、美里町財務規則第98条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。

契約保証金の納入に関しては、町から納入通知書を発行するため、支払期限までに金融機関等に払い込むこと。ただし、美里町財務規則第98条第1項に該当する場合、契約保証金を免除する。

## 1 1. 企画提案書等の取り扱い

- (1) 提出された参加表明書、企画提案書等は、添付書類も含め返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (3) 提出された参加表明書、企画提案書等は、本業務委託候補者の選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。

## 1 2. その他留意事項

- (1) 本公募型プロポーザルの参加に要する費用の全ては、参加者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語又は通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 参加表明書、企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、町は、当該書類を無効とし、参加資格の取消し、審査結果の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものとする。
- (4) 参加表明手続きを行った後、都合によりプレゼンテーション等の参加を辞退することになった場合は、辞退届を提出すること。
- (5) 提出された書類は、美里町情報公開条例（平成19年美里町条例第2号）に基づき公表することがある。
- (6) 町は委託候補者の決定後、契約締結までの間に、委託候補者が「5. 参加資格要件」に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (7) 企画提案の内容は委託候補者を選定するためのものであり、必ずしも提案内容のまま実施することを約束するものではない。ただし、特定された企画提案書の内容は、本業務の仕様として反映させるものとする。

## 1 3. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格となる。

- (1) 「5. 参加資格要件」に記載している要件を満たさなかった場合
- (2) 企画提案書等の提出書類全てを提出期限までに提出されない場合
- (3) 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (5) その他、審査委員会において不相当と認められた場合

## 1 4. 事務局（問合せ・資料提出先）

美里町役場美しい里創生課 ふるさと支援係  
〒861-4732

熊本県下益城郡美里町三和420番地

電話 : 0964-47-1111

メール : [sumai@town.kumamoto-misato.lg.jp](mailto:sumai@town.kumamoto-misato.lg.jp)